

「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について（案）」からの変更点（新旧対照表）

（下線部が変更箇所）

NO.	変 更 後	原 案
1	<p>手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について</p> <p>令和 6 年 <u>4</u> 月 <u>30</u> 日付け<u>官房審議官</u>通知 公正取引委員会事務総局<u>官房審議官</u></p>	<p>手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について <u>(案)</u></p> <p>令和 6 年 <u>●</u> 月 <u>●</u> 日付け<u>取引部長</u>通知 公正取引委員会事務総局<u>取引部長</u></p>
2	<p>附 則（令和 6 年 <u>4</u> 月 <u>30</u> 日付け<u>官房審議官</u>通知）</p>	<p>附 則（令和 6 年 <u>●</u> 月 <u>●</u> 日付け<u>取引部長</u>通知）</p>